厚真町パブリックコメント手続規則の解説

(目的)

第1条 この規則は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の政策形成過程における町民参加の機会を提供し、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

[解説]

- 本条はこの規則の目的を明らかにしたものであり、規則の解釈及び運用の指針となるものです。よって、各条項の解釈運用は、本条の趣旨を踏まえ適切に行わなければなりません。
- 本町が導入するパブリックコメント手続(以下「PC手続」といいます。)の目的は、町の意思決定前に計画等の案を公表することによって、町民参加の機会を提供し、町民の様々な意見や情報(以下「意見等」といいます。)を広く聴くことにより、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、この手続の実施を通じ、町と町民が情報を共有し、町民参加の機会を制度として保障することにより、協働によるまちづくりを推進しようとするものです。

なお、この目的を達成するためには、町民等に分かりやすく適切な内容の資料を 過不足なく提供すること、町民等から提供された意見等に対し十分な説明を行うこ とが重要です。また、PC手続は、計画等に対する賛否を問うものではなく、計画 等を策定するにあたり、町民等から有益な意見や情報を得ることによって、計画等 をより良いものとする制度であることに留意しなければなりません。

(定義)

- 第2条 この規則において「パブリックコメント手続」とは、本町の政策に関する 基本的な計画、指針、条例等(以下、これらを「計画等」という。)を策定又は 制定(改廃を含む。以下同じ。)する過程において、その案の内容その他必要な 事項を町民等に公表し、町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を 広く募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等 に対する考え方を公表する一連の手続をいう。
- 2 この規則において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 本町の区域内に住所を有する者
 - (2) 本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 本町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 本町の区域内の学校に在学する者
 - (5) その他パブリックコメント手続に係る計画等に利害関係を有すると認められるもの
- 3 この規則において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監 査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

〔解説〕

本条は、この規則に用いる用語を定義しています。

- 本条第1項では、「パブリックコメント手続」について、一連の手続を定義しています。なお、制度の名称は、地方公共団体の取組としてカタカナ混じりの表現が普及していること、行政手続法(平成5年法律第22号)で用いられている「意見公募手続」(同法第39条)の名称その他類似する名称との混同を避けるため、一般的な用語として認識されている「パブリックコメント手続」の名称とします。
- 本条第2項では、意見等を提出できる資格のあるものを明らかにするため、「町 民等」について定義しています。本来は、「市町村の区域内に住所を有する者は(中 略)住民とする。」(地方自治法第10条)との地方自治法の規定により、本町の在 住者に限定すべきところですが、PC手続がより良い計画等を策定するために意見 等を募集する制度であることに鑑み、本町に住所を有する者のほか、本町に在勤、 在学する者、本町以外に居住する者のうち計画等の利害関係者なども広く「町民等」 と位置づけ、意見を提出できるものとします。このうち第5号の「その他パブリッ クコメント手続に係る計画等に利害関係を有すると認められるもの」とは、PC手 続を行う計画等の内容により異なりますが、町内に拠点となる事務所などがなくて も、町内で様々な活動(建築確認、開発行為など)を行う事業者や、福祉・環境な ど様々な分野でボランティアや公益活動を行う組織・団体、本町の公共施設の利用 者、町内の学校に子弟を通学させている保護者などを想定しています。
- 本条第3項では、PC手続を実施しなければならない本町の機関を、「実施機関」として定義しています。実施機関は、町長のほか地方自治法第180条の5に定める委員会及び委員とし、教育委員会、農業委員会その他執行機関をいい、議決機関である「議会」を除くすべての本町の機関を位置づけ、自らの判断と責任においてPC手続を適正に執行する義務を負います。

(対象)

- 第3条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント 手続を実施しなければならない。
 - (1) 町政の総合的な計画及び町政の各分野における基本的な事項を定める計画 又は指針等の策定
 - (2) 町政に関する基本的な制度又は指針(町政の各分野に関するものを含む。) のうち、直接町民等を対象とする内容を定める条例及び当該条例の委任により 定める規則のうち、直接町民等に重大な影響を及ぼす規則の制定
 - (3) 町民等に義務を課し又は権利を制限する内容を定める条例(町税、保険料、 分担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に係るものは除く。)及び当該条例 の委任により定める規則のうち、町民等に義務を課し又は権利を制限する内容 を定める規則の制定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

〔解説〕

- 本条は、P C 手続が町の政策形成過程の新たな手続として付加されるものですが、 一方で、これをすべての政策形成過程に義務づけることは、行政運営の迅速性・効 率性を損なうとともに、費用対効果の面からも適切ではないことなどから、対象と なる計画等の範囲を定めるものです。
- 個々の具体的な計画等がこの規則の対象であるかどうかの判断は、当該計画等を 立案する実施機関(計画案の所管部署)が規則の目的に照らして判断するものとし、

同時に所管部署はその判断(PC手続を行わない場合も含む。)の説明責任を負います。

- 本条第1号の「町政の総合的な計画及び町政の各分野における基本的な事項を定める計画、指針等」とは、「厚真町総合計画」など町内全域を対象として町の基本方針や方向性など定める計画や指針のほか、「厚真町高齢者保健福祉計画・厚真町介護保険事業計画」など、福祉、保健、環境、産業、建設、教育などの各行政分野の基本的な計画や指針をいい、「構想」「プラン」といった名称は問いません。また、法令等により計画等の案について町民等の意見を聴取する手続が定められている場合を除き、法令等により計画等を「定めることができる」と規定されている個別計画(厚真町過疎地域自立促進市町村計画など)もこの規則の対象とします。
- 本条第2号の「町政に関する基本的な制度又は指針(町政の各分野に関するものを含む。)のうち、直接町民等を対象とする内容を定める条例及び当該条例の委任により定める規則のうち、直接町民等に大きな影響を及ぼす規則」とは、「厚真町情報公開条例」や「厚真町環境基本条例」など、町政全般についての基本理念や基本方針などを定める条例や当該条例の委任により定める規則のうち、直接町民等に大きな影響を及ぼし得る条例や規則をいいます。

したがって、「厚真町課設置条例」や「厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」など、町民に直接の影響が及ばず、行政内部のみに適用される条例や規則は、原則として本号の対象になりません。

- 本条第3号の「町民等に義務を課し又は権利を制限する内容を定める条例(町税、保険料、分担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に係るものは除く。)及び当該条例の委任により定める規則のうち、町民等に義務を課し又は権利を制限する内容を定める規則」とは、町民等に対し、具体的に「○○しなければならない」という義務を課したり、あるいは「○○してはならない」と行為を制限したりする条例や、当該条例の委任により定める規則をいい、地方自治法第14条第2項に基づく条例を指します。
- 本条第3号のかっこ書き「町税、保険料、分担金、使用料、手数料その他金銭の 徴収に係るものは除く。」とは、町の財政に与える影響について十分な検討がなされないまま、負担軽減を求める意見が多く提出される可能性が高く、計画等の案に 対する建設的な意見を期待するPC手続に馴染まないと考えられること、また、地 方自治法第74条第1項により、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数 料の徴収に係る条例の制定・改廃は直接請求の対象外となっており、本来、議会で 議論されるべきものですので、この規則の対象から除きます。
- 本条第4号の「前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの」とは、 第1号から第3号までに掲げる対象に該当しないものの、この規則の目的に鑑み、 PC手続を行った方が町と町民の双方にとって有益であると実施機関が判断する ものについては、PC手続を行うことができるとするものです。なお、個別の具体 的な事務事業に係る構想、実施計画等については、事前の公表や説明会の開催など を通じて町民に積極的に情報提供することが望ましく、原則としてこの規則の対象 とはなりませんが、例外的に、町民の関心・要望が高く、実施機関がPC手続が必 要と判断した場合は、本号の適用を排除するものではありません。

(適用除外)

- 第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。
 - (1) 実施機関が迅速又は緊急に計画等の意思決定を要すると認めたとき
 - (2) 実施機関が計画等の改定内容が軽微であると認めたとき
 - (3) 実施機関が計画等の決定に実質的に裁量の余地がない又は計画等の内容や性質上パブリックコメント手続に適さないと認めたとき
 - (4) 法令等により、実施機関が意思決定を行う際の意見聴取手続が定められているとき
 - (5) 地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに準ずる機関において、この規則に準じたパブリックコメント手続を経てなされた報告、答申等に基づき、実施機関が実質的に同じ内容の意思決定を行うとき
 - (6) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により実施機関が計画等の案を議会に提出するとき

[解説]

- 本条は、計画等が形式的には第3条に該当するものの、その具体的な事情や内容から広く町民等から意見等を募集する必要性を有しないもの、又はその合理性が認められないものについて、この規則の適用を除外することができる旨を定めるものです。
- 本条第1号の「実施機関が迅速又は緊急に計画等の意思決定を要すると認めたとき」とは、町民等の生命や財産、健康などを守るために緊急に条例案を上程しなければならない場合や、この手続に要する経過時間中にその効果が損なわれる場合など、PC手続を行ういとまがない場合をいいます。
- 本条第2号の「実施機関が計画等の改定内容が軽微であると認めたとき」とは、 法令、条例などの改廃による条項の移動、名称の改正や字句の整理など、基本的事 項や考え方に大幅な改正を伴わず、町民生活や町民等の事業活動に影響がなく、町 の判断が伴わない場合をいいます。
- 本条第3号の「実施機関が計画等の決定に実質的に裁量の余地がない又は計画等の内容や性質上パブリックコメント手続に適さないと認めたとき」とは、法令等により町が定めるべき内容が規定され、町の裁量の余地がない場合をいい、また、国・北海道・近隣市町(一部事務組合を含む。)の施策との整合を図る必要性が生じる場合、高度の専門的かつ技術的な内容を有するものでPC手続によってもそれを反映することができない場合などをいいます。
- 本条第4号の「法令等により、実施機関が意思決定を行う際の意見聴取手続が定められているとき」とは、法令等により公聴会の開催、計画等の案の縦覧、意見書の提出など意見聴取の手続が義務づけられている場合をいいます。(例:都市計画法第16条及び同法第17条など)
- 〇 本条第5号の「地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項に 規定する附属機関及びこれに準ずる機関において、この規則に準じたパブリックコ メント手続を経てなされた報告、答申等に基づき、実施機関が実質的に同じ内容の 意思決定を行うとき」とは、実施機関が法令又は条例の定めにより設置する審議会 など(まちづくり委員会、都市計画審議会など)を指し、これに準ずる機関は実施

機関の補助職員のみで構成される機関などを指しますが、これらの機関がPC手続に準じた手続を経て策定した報告や答申などを受けて、実施機関が意思決定するときは、同様の手続を繰り返すことになり、行政運営の迅速性・効率性・費用対効果の観点から望ましいものではなく、実施機関は改めてPC手続を経ることなく、意思決定することができるものとします。

※地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○ 本条第6号の「地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により実施機関が計画等の案を議会に提出するとき」とは、町民からの直接請求により、町長が議会に対し条例案を提出するものであって、町長がその内容の修正を行うことができず、町民等の意見を反映する余地がない場合をいいます。

※地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び町の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(計画等の案の公表)

- 第5条 実施機関は、計画等の策定又は制定にあたりパブリックコメント手続を行う場合は、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定による計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項 (以下、「参考資料」という。)を併せて公表するとともに、当該参考資料の内容 が容易に理解されるよう努めなければならない。
 - (1) 計画等の案の名称、趣旨、目的及び背景
 - (2) 計画等の案の概要
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めた事項

〔解説〕

- 本条はPC手続における計画等の案の公表義務を定めるものです。
- PC手続は、計画等の政策形成過程における町民参加ルールであることから、単に町民参加の機会を提供するだけでは足りず、多くの町民から意見等を提出してもらい、より良い計画等となるよう努めなければなりません。そのためには、町民等が意見を提出しやすくなるよう働きかけを行い、その環境を整えることが大切です。また、計画等の政策形成過程においては単にPC手続による町民等の意見募集にとどまらず、説明会、公聴会、ワークショップ、アンケート等、町民参加に向けた手法を積極的に導入することが重要です。
- 本条第1項の「最終的な意思決定を行う前の適切な時期」とは、原則として、計画等の案がまとまり、その案について最終的な意思を決定する前をいいます。なお、条例の制定など計画等の案が議会の議決を要するものである場合は、議会に対し、PC手続を行う前に、その趣旨や効果について十分説明しなければなりません。
- 本条第2項の「前項の規定による計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項 (以下、「参考資料」という。)を併せて公表するとともに、当該参考資料の内容が 容易に理解されるよう努めなければならない。」とは、計画案の全文や条例案の逐

条だけの公表にとどまらず、計画案や条例案の概要、考え方、方向性などを示し、 町民等にとって理解し易く平易なもの、かつ正確に十分な情報となるよう努めることを指します。

なお、もともとの計画等の案が用紙数枚程度であり、かつ趣旨、目的、背景などが端的に記載されていれば、本条第2項第1号及び第2号に定める書面の添付を省略することも可能ですが、町民等の理解を促進するため、フロー図などの図表や論点表を添付するように努めなければなりません。また、計画等の案を審議会などが審議又は検討し、実施機関に報告、答申した場合は、その審議又は検討過程の概要を記した書類も公表するように努めるものとします。

- 〇 本条第2項第3号の「実施機関が必要と認めた事項」とは、計画等の案の根拠となる法令の概要、上位計画に基づくものであれば当該計画の上位計画の概要、計画等の案の作成にあたって参考とした計画など、文献、資料又は事例の概要などを想定しています。
- 計画等の案を公表することで利害関係が発生するおそれがある場合、資料が膨大となる場合、多額の費用を要する場合などやむを得ない場合は、計画等の案の内容を明確に示す参考資料で代用できることとしますが、その場合はその旨を代用案とともに公表しておくことが必要です。

(計画等の案の公表方法)

- 第6条 前条の規定による公表は、実施機関が必要と認める場所における閲覧若し くは配布又は町のホームページへの掲載の方法により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、計画等の案又は前条第2項に掲げる参考資料が相当 量に及び、前項の方法による公表が困難であると認めた場合は、その概要のみを 前項の方法により、計画等の案及び参考資料の全体は、閲覧のみの方法により公 表することができる。
- 3 実施機関は、計画等の案の公表を行うときは、町のホームページ又は広報紙への掲載その他の方法により、パブリックコメント手続を行う旨を町民等に周知するよう努めるものとする。

[解説]

- 本条は第5条に基づく計画等の案及び参考資料の公表方法について具体的に定めるものです。
- 本条第1項の「実施機関が必要と認める場所における閲覧若しくは配布又は町のホームページへの掲載の方法」とは、計画等の所管部署での閲覧や町のホームページへの掲載を最低限行うものとし、計画等の内容によっては、必要に応じて、自治会文書や所管部署での参考資料の配布、所管部署以外の公共施設(役場本庁舎・別館、青少年センター、総合ケアセンター「ゆくり」、総合福祉センター、厚南会館その他実施機関が必要と認める場所)での閲覧などを想定しています。
- 本条第2項の「計画等の案又は前条第2項に掲げる参考資料が相当量に及び、前項の方法による公表が困難であると認めた場合は、その概要のみを前項の方法により、計画等の案及び参考資料の全体は、閲覧のみの方法により公表することができる。」とは、概要のみを公表(第6条第1項)し、計画等の案及び参考資料の全体については、所管部署において閲覧に供すれば足りる旨を定めています。
- 〇 本条第3項の「計画等の案の公表を行うときは、町のホームページ又は広報紙へ

の掲載その他の方法により、パブリックコメント手続を行う旨を町民等に周知するよう努めるものとする。」とは、町民等がPC手続を行うことを承知していなければ意見等を提出することができないため、実施機関に対し、ホームページ・広報紙(広報紙に折り込む文書を含む。)などを用いて、町民等に公表する計画等の名称、その概要、公表する場所、意見等の募集方法及び募集期間などを事前に告知し、周知に努める義務を課しています。

なお、広報紙は限られた紙面ですべてを掲載することは困難なため、概要などを可能な限り掲載することとし、場合によっては名称と公表場所のみの周知になることもやむを得ないものとします。また、「その他の方法」とは、報道機関への情報提供、説明会の開催などを想定しています。

(意見等の募集)

- 第7条 実施機関は、計画等の案を公表したときは、原則として30日以上の期間を設けて、町民等から計画等の案について意見等を募集しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず30日以上の期間を設けることができない特別の事由があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

[解説]

- 本条は、第5条及び第6条に基づき、公表された計画等の案に対する意見等の募 集期間を定めるものです。
- 本条第1項は、意見の募集期間を最低30日間を確保すべきこととしており、計画等の案ごとに必要な時間を考慮して定めることとします。この募集期間は、計画等の案の重要度や意思決定までの時間を考慮するとともに、国の行政手続法に基づく「意見公募手続制度」、北海道行政基本条例に基づく「道民意見提出手続に関する要綱」が定める募集期間を考慮して設定したものです。なお、計画等の案の内容や性質によっては、長期の意見等の募集期間を定める必要があることを踏まえ、実施機関の裁量により30日を超える期間を設定することを可能としています。
- 本条第2項の「前項の規定にかかわらず30日以上の期間を設けることができない特別の事由があるときは、30日未満の期間を設けることができる。」とは、法令等に基づく計画等の策定や制定が法令等の施行に間に合わない場合、国などから早期に計画等の提出を求められている場合など、やむを得ず30日以上の期間を確保できない場合に、募集期間が30日を下回ることを認めるとするものです。

しかし、30日以上の意見等の募集期間を確保することは規則に明記した義務であり、実施機関は計画等の案を作成するにあたり、この規則の対象外に該当しない限り、本条第1項を念頭に置いてスケジュール管理を行わなければなりません。

(意見等の受付方法)

- 第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への意見等を記した書面の持参
 - (2) 意見等を記した書面の郵送
 - (3) 意見等を記した書面のファクシミリ装置による受信
 - (4) 意見等を記した電子メールの受信
 - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 2 実施機関は、前項の受付を行うときは、町民等に対し、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を明示させるものとする。

[解説]

- 本条は第5条及び第7条に基づき、公表された計画等の案に対する意見等の受付 方法を定めるものです。
- 意見等の受付方法は、原則として本条第1号から第4号までの方法によりますが、 計画等の案の内容、性質によっては、これら以外の受付方法を本条第5号で定める こととします。この場合、本条第1項第5号の「その他実施機関が適当と認める方 法」とは、閲覧場所に備え付けた意見等投入箱への投函などを想定しています。
- 意見等を明確に把握するため、書面又は電子的記録として残す必要があることから、口頭、電話等による意見等の聴取は、PC手続から除外します。ただし、身体上の困難などやむを得ない理由により、書面などでの提出が極めて困難であると実施機関が判断する場合は、例外として口頭による意見等の提出を認める取扱を妨げるものではありません。なお、例外的な取扱を行う場合は、関係課と十分に協議のうえ、適切に判断する必要があります。
- 町民等が、計画等の案に対する意見等を日本語以外で提出しようとするときは、 併せて日本語訳の書面の添付を求めるものとします。
- 本条第2項の「前項の受付を行うときは、町民等に対し、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を明示させるものとする。」とは、意見提出者の氏名及び住所を秘匿にした場合に危惧される計画等の案に関連性のない誹謗・中傷を避けるとともに、提出する意見等に責任を持っていただくことが重要であるため、意見提出者に氏名・住所の明示を求めるものとします。
- なお、計画等の案に関連性のない意見等であっても、町政に対する意見等と認められるものについては、これを受け付けるものとして、第9条に準じて関係課で処理するものとします。

(意見等の取扱)

- 第9条 実施機関は、計画等の案について最終的な意思決定を行うときは、前条第 1 項の規定により受け付けた意見を十分考慮しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、厚真町情報公開条例(平成13年条例第13号)第7条各号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。
 - (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (3) 計画等の案を修正した場合における当該修正の内容
- 3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、前項 の規定による公表を行うときは、類似している意見等を集約して公表することが できる。
- 4 実施機関は、意見等の公表に際しては、公表することにより提出した者の権利、 又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その 権利等を害するおそれがある部分の一部又は全部を公表しないことができる。
- 5 実施機関は、意見等を提出した町民等に関する情報は公表しない。

[解説]

- 〇 本条は、第5条及び第7条に基づき、公表された計画等の案に対する意見等の取扱を定めるものです。
- 本条第1項の「計画等の案について最終的な意思決定を行うときは、前条第1項の規定により受け付けた意見を十分考慮しなければならない。」とは、PC手続の目的(第1条)が町政に対する町民参加の機会の提供と、町と町民等との協働のまちづくりを推進することであり、この目的を達成するため、計画等の最終的な意思決定に際して提出された意見等を十分考慮しなければならないとするものです。
- 本条第2項の「前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。」とは、計画等の意思決定に際し、その政策形成過程における公平性・透明性を確保するため、本条第2項第1号から第3号に掲げる事項について、第6条第1項の規定を準用し公表するものです。なお、計画等の案に対し、住民投票的に単に賛否の意思表示のみを述べた意見等は、実施機関の考え方を示すことはできません。
- 本条第2項ただし書きの「厚真町情報公開条例(平成13年条例第13号)第7 条各号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。」とは、個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報で、特定の個人を識別することができるもののうち、一般に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報又は特定の個人は識別することができないが、公開することにより個人の権利又は利益を害するおそれのある情報をいいます。

※厚真町情報公開条例第7条

実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれにかが記録されている場合を除き、当該公文書の公開をしなければならない。

(1)~(6) 省略

○ 本条第3項の「提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、前項

の規定による公表を行うときは、類似している意見等を集約して公表することができる。」とは、意見等の提出者に対し、個々に文書やメール等によって回答や返信を行わないことを意味し、公表を行うときは、行政運営の効率性の観点から、類似意見等を集約するなど整理した上で、これらに対して実施機関の考え方を付して公表することができるとしたものです。また、意見等の提出がなかった場合も、その旨を公表することとします。

- 本条第4項の「意見等の公表に際しては、公表することにより提出した者の権利、 又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その権 利等を害するおそれがある部分の一部又は全部を公表しないことができる。」とは、 提出された意見等は公表することが原則ですが、案件に関係のない意見、第三者を 誹謗・中傷するような不適当な事項などについては、実施機関の判断と責任のもと、 その一部又は全部を公表しないことができるとしたものです。
- 〇 本条第5項の「意見等を提出した町民等に関する情報は公表しない。」とは、意見等の公表にあたり、意見等の提出者の氏名、住所などは公表せず、実施機関が収集した個人情報については、厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)に基づき、適切に取り扱います。

(一覧表の公表)

- 第10条 町長は、第7条の規定により意見等の募集を行っている計画等の案の一覧表を作成し、これを公表するものとする。
- 2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 計画等の案の名称
 - (2) 意見等の募集期間
 - (3) 意見等の提出方法
 - (4) 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (5) 計画等の案の内容及び意見等の募集に関する問い合わせ先

[解説]

- 本条は、町長に対しPC手続を行っている計画等の案に係る一覧表を作成の上、 公表する青務がある旨を定めています。
- 本条第2項は、町民等が、いつ、どのような案件がPC手続の対象となっているか、その実施状況を容易に知ることができるようにするため、本条第2項各号の内容を一覧表に明示し、第6条第1項の規定を準用して、町ホームページなどで公表するものとするものです。

(実施状況の公表)

第11条 町長は、毎年度1回、過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリック コメント手続の実施状況(第4条各号の規定の適用に関する状況を含む。)を公 表しなければならない。

[解説]

〇 本条は、町長に対しPC手続の実施状況に係る一覧表を作成の上、公表する義務 がある旨を定めています。

- 本条は、町民等がPC手続の実施状況を容易に知ることができるようにするため、 第6条第1項の規定を準用し、毎年度1回、過去1年間の実施状況を、一定期間、 公表するものとします。
- 本条かっこ書きの「第4条各号の規定の適用に関する状況を含む。」とは、PC 手続を実施しなかった計画等の案についても併せて公表することにより、いやしく も第4条に定める適用除外条項が濫用されないよう努めるためのものです。
- 本条に規定する町長の事務は、PC手続を管理する部署が行うこととします。

(準用)

第12条 第6条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定 による公表について準用する。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

[解説]

- 本条は、規則に定めのない P C 手続の実施に係る具体的な手続は、実施機関が定めることとしたものです。
- 〇 PC手続が実施される計画等については様々なケースが想定されるため、具体的な手続をすべて規則で定めることは困難です。したがって、実施機関は計画等の内容や性質に応じて意見募集要領などを定め、規則にない具体的な手続(計画等の案の名称、参考資料の名称、計画等の案の入手方法、意見募集期間、意見等の提出方法及び提出先、意見提出用紙、意見募集結果の公表時期など)を定めることとします。

附則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、この規則の施行の日以後に意思決定を行う計画等について適用する。ただし、この規則の施行の際、現に意思決定過程にある計画等で、町民等の 意見を聴取する手続きを経ているものについては適用しない。

[解説]

○ 附則第2項は、PC手続はある程度の期間を要することから、この規則の円滑な 導入を図るための経過措置として設けたものです。